

第2回 認定農業者・組合員の皆さまとJAあいら役職員との語る会 で出された意見要望と今後の取り組みについて

平成30年2月1～16日にかけて、JAあいら管内11地区で語る会を開催いたしました。

[11会場、合計206名の認定農業者・組合員の皆さまがご出席くださいました。]

語る会の中では、合計で83件の意見・要望をいただき、その中より一部を抜粋し、回答と進捗状況・今後の取り組みについてまとめさせていただきましたので、ご報告いたします。

ご要望にお応えしました!

Q 横川地区のATMを土日も稼働することはできないか。

A 以前より霧島市役所横川総合支所外設置のJAバンク・ATMについて、休日稼働のご要望をいただいておりますが、このたび3月3日(土)より土・日・祝日についても午前9:00～午後5:00の稼働を開始いたしました。
今後とも皆さまのご利用をよろしくお願いたします。

Q 資材価格が高いのではないかと。業者の価格調査と入札による価格引き下げにもっと取組んでほしい。

A 昨年9月実施の第1回認定農業者・組合員の皆さまと語る会をはじめ多くの意見が出されたことから、1月に量販店を中心に価格調査を行いました。
調査結果につきましては、JAの方が安いもの、量販店の方が安いもの等あったことから現在、価格引き下げによる特別販売を6月迄実施しておりますので是非ご利用をお願いします。
なお、今後も適時価格調査を行いながら対応していくとともに、生産資材を1円でも安く供給できるよう低コスト化に向けた取組みを継続して行って参ります。

Q 特売品目を増やしてもらいたい。

A 平成30年園芸春肥フェアにて品目の拡充を図りました。
追加品目のご要望等ありましたら、ご相談下さいますようお願いいたします。

Q 肥育素牛導入にかかる貸付金利の引き下げができないか。

A 預託金利1.5%は県内JAのなかで最低の利率のため、現状では預託金利の引き下げは検討しておりません。
但し、今期の決算において肥育素牛導入に係る預託金利0.5%相当額の還元を実施させていただきました。

現在取組み中です!

Q 事業承継の相談支援をお願いしたい。

A 今後相続等を含め多くの事業承継案件が想定されることから、平成29年度に相続対策実施要領を制定し取り組んでいるところにあります。その中で農業経営支援部を中心として、JA全体で支援する体制を整えておりますのでお気軽にご相談ください。

Q 免税軽油とは何か。手続きはどのようにすれば良いか?

A 免税軽油とは農機具等に使用する軽油代金の軽油取引税(32.1円)部分が免除されるものです。手続きについては事前に県に申請する必要があることから、農業経営支援部で支援を行っておりますのでご相談ください。(本所 農業経営支援部 Tel:0995-43-7396)
なお、今年度4月から新規4先、継続63先の農家の手続き支援を行っております。

今後検討して参ります

Q 等級に関係なく米の買い取りをしてもらいたい。

A 農水省が米検査のあり方を抜本的に見直す方向で検討していますので、動向を見守りながら対応を図って参ります。
また、米の買取販売の拡大に向けた取組みも継続して進めて参ります。

Q 准組合員にも協力・理解を得る説明がもっと必要ではないか。

A 准組合員による信用事業や共済事業の利用が農協経営には大きく貢献しております。結果としてその利益で赤字部門である農業関連事業への補てんや事業分量配当・出資配当等組合員への還元を賄っている状況にあります。
昨年より、新規の組合員加入者については、加入時に准組合員の役割を説明し、地域農業の応援者であり、地域の食と農を守るサポーターとして正組合員の事業を応援していただくことをご理解してもらう活動を行っています。
今後も引き続き、准組合員に対するJA事業への理解促進を図るため、准組合員の集い(仮称)等の開催を検討しています。

Q 農家の人手不足対策に対して農協に支援してもらいたい。

A 平成30年度事業計画の中で農家の労働力不足対策に向けた対応検討として
①関係機関と連携した労働力確保対策の取組み
②農福連携、外国人技能実習制度、外国人農業支援人材の活用(国家戦略特区)、農援隊の取組み検討を掲げており、今後急いで取り組む予定としています。
また、農業生産力を維持する側面や労働力不足を解消するための対応策として、子会社化による事業展開について子会社設立準備室を設置し、検討することとしています。

ご理解ご協力をお願いいたします

Q 販売価格に応じた資材価格にできないか。

A 農産物の販売価格によって資材価格を変更することについては、個々のケースがそれぞれ異なるため対応は困難です。ご了承ください。
平成31年1月より収入保険制度がスタートし、農産物価格の下落等による収入が減った場合その一部(平均収入の約8割)が補てんされますので、ご加入をお勧めしているところです。なお、加入にあたっては青色申告者であることが条件となっております。

Q 認定農業者を対象とした値引きは出来ないか。

A 認定農業者をはじめとする組合員の皆さま方を対象に、大口取引値引き、直送値引き、予約値引等の値下げに取り組んでおります。また、JADDOカードポイントの付与、事業実績により事業利用に応じた利用高の配当も実施している所です。
認定農業者の皆さまもほとんどの方がJAの組合員になっていただいているところではありますが、認定農業者のみを対象とした値引きではなく、JAは組合員組織として、組合員・部会を中心とした値引き等を行いながら、資材価格全般についての、更なる低コスト化に取り組んで参ります。

JAあいらでは協同組合の基本に立ち返りながら、農業者の組織として、農業者の所得増大・農業生産の拡大に取り組むとともに地域の核となり、地域に必要とされるため、地域の活性化を目指して自己改革に取り組んでいきます。

語る会で出されたその他意見要望への回答につきましては、JAあいらホームページにて掲載しておりますので、併せてご覧ください。

